

改正案	現行
<p>（道府県民税に関する用語の意義）</p> <p>第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 利子等 利子、収益の分配その他これらに類するもので次に掲げるものをいう。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 この法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの（当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）として政令で定めるもの）により行われたものに限る。）の収益の分配に係るもの（所得税法第十条第一項の規定の適用を受ける収益の分配、租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託に係る収益の分配、同法第四条の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項第三号に掲げる収益の分配及び同法第四条の三第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項第三号に掲げる収益の分配に係るものを除く。）</p>	<p>（道府県民税に関する用語の意義）</p> <p>第二十三条 道府県民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 利子等 利子、収益の分配その他これらに類するもので次に掲げるものをいう。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 この法律の施行地において支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で証券投資信託の収益の分配に係るもの（同法第十条第一項の規定の適用を受ける収益の分配、租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託に係る収益の分配、同法第四条の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項第三号に掲げる収益の分配及び同法第四条の三第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項第三号に掲げる収益の分配に係るものを除く。）</p>

二 租税特別措置法第八条の三第一項に規定する公募国外証券投資信託の配当等で同項の国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの（第二十五条の二第三項及び第七十一条の八において「公募国外証券投資信託の配当等」という。）

ホ 租税特別措置法第八条の四第一項に規定する特定証券投資法人の投資口の配当等

ヘ (略)

ト (略)

2) 4 (略)

(道府県民税の納税義務者等)

第二十四条 (略)

2) 4 (略)

5 法人税法第二条第六号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、保険契約者保護機構、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第八条に規定する法人である政党又は政治団体を含む。）のうち第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県において課する。

6) 9 (略)

二 租税特別措置法第八条の三第一項に規定する国外証券投資信託の配当等で同項の国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの（第二十五条の二第三項及び第七十一条の八において「国外証券投資信託の配当等」という。）

ホ (略)

ヘ (略)

2) 4 (略)

(道府県民税の納税義務者等)

第二十四条 (略)

2) 4 (略)

5 法人税法第二条第六号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第八条に規定する法人である政党又は政治団体を含む。）のうち第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県において課する。

6) 9 (略)

(道府県民税と信託財産)

第二十四条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、道府県民税を課する。ただし、合同運用信託(信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。)、証券投資信託(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。次条において同じ。))又は法人税法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 (略)

(利子等に係る道府県民税の非課税の範囲)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 道府県は、所得税法第七十六条第一項に規定する信託会社が支払を

(道府県民税と信託財産)

第二十四条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、道府県民税を課する。ただし、合同運用信託(信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。)、証券投資信託(証券投資信託法(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託(同法第二条の二に規定する信託を含む。))及びこれらに類する外国の信託をいう。以下次条において同じ。))又は法人税法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 (略)

(利子等に係る道府県民税の非課税の範囲)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 道府県は、所得税法第七十六条第一項に規定する信託会社が支払を

受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は国外公社債等の利子等若しくは公募国外証券投資信託の配当等で政令で定めるもの、租税特別措置法第八条第一項に規定する金融機関が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は同法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のもの、同法第八条第二項に規定する証券業者等が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は同法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のもの及び同法第九条の三に規定する証券投資法人が支払を受ける利子等で、同条の規定の適用を受けるもの又は国外公社債等の利子等若しくは公募国外証券投資信託の配当等で政令で定めるものについては、利子割を課することができない。

(法人等の均等割の税率)

第五十二条 (略)

2 邦人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

一・二 (略)

三 公共法人等(法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、保険契約者保護機構、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体を含む。))で均等割のみを課されるものをいう。(前年四月一日から三月三十一日

受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は国外公社債等の利子等若しくは国外証券投資信託の配当等で政令で定めるもの、租税特別措置法第八条第一項に規定する金融機関が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は同法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のもの及び同法第八条第二項に規定する証券業者等が支払を受ける利子等で、同項の規定の適用を受けるもの又は同法第三条の三第六項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のものについては、利子割を課することができない。

(法人等の均等割の税率)

第五十二条 (略)

2 邦人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

一・二 (略)

三 公共法人等(法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体を含む。))で均等割のみを課されるものをいう。(前年四月一日から三月三十一日までの期間(当該期間

までの期間（当該期間中に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した場合には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間）の末日

四（略）

3・4（略）

（国外公社債等の利子等に係る外国税額控除）

第七十一条の八 利子割の納税義務者が国外公社債等の利子等又は公募国外証券投資信託の配当等につきその支払の際に所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）を課された場合において、当該外国所得税の額が租税特別措置法第三条の三第四項又は第八条の三第四項第一号の規定により所得税の額から控除することとされた額を超えるときは、当該超える金額は、当該納税義務者の第七十一条の五及び第七十一条の六の規定を適用した場合の利子割の額を限度として当該利子割の額から控除するものとする。この場合において、当該納税義務者（個人に限る。）に対する第三十七条の二及び第三百十四条の七の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

（事業税と信託財産）

第七十二条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、事業税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務

中に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した場合には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間）の末日

四（略）

3・4（略）

（国外公社債等の利子等に係る外国税額控除）

第七十一条の八 利子割の納税義務者が国外公社債等の利子等又は公募証券投資信託の配当等につきその支払の際に所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）を課された場合において、当該外国所得税の額が租税特別措置法第三条の三第四項又は第八条の三第四項の規定により所得税の額から控除することとされた額を超えるときは、当該超える金額は、当該納税義務者の第七十一条の五及び第七十一条の六の規定を適用した場合の利子割の額を限度として当該利子割の額から控除するものとする。この場合において、当該納税義務者（個人に限る。）に対する第三十七条の二及び第三百十四条の七の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。

（事業税と信託財産）

第七十二条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、事業税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務

を営む同項に規定する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。)、証券投資信託(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二十条第一項に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。)、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第一百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 (略)

(法人の事業税の非課税所得等の範囲)

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一 三 (略)

四 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業信用基金協会、農林漁業信用基金、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、産業基盤整備基金、都道府県農業会議、全国農業会議所、土地改良事業団体連合会、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会(医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置す

を営む同項に規定する金融機関を含む。)が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。)、証券投資信託(証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託(同法第二条の二に規定する信託を含む。))及びこれらに類する外国の信託をいう。)、法人税法第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第一百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 (略)

(法人の事業税の非課税所得等の範囲)

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一 三 (略)

四 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業信用基金協会、農林漁業信用基金、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業共済基金、産業基盤整備基金、都道府県農業会議、全国農業会議所、土地改良事業団体連合会、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会(医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置す

るもので政令で定めるものに限る。第七十二条の十四第一項及び第七十二条の二十二第四項において「特定農業協同組合連合会」という。

）、中小企業団体中央会、野菜供給安定基金、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である環境衛生同業組合連合会、非出資組合である輸出組合及び輸入組合、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立学校振興・共済事業団、農林漁業団体職員共済組合、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、農業者年金基金、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、国際交流基金並びに勤労者財産形成基金

五十一（略）

二、四（略）

（二）以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付等）

第七十二条の四十八（略）

二（略）

るもので政令で定めるものに限る。第七十二条の十四第一項及び第七十二条の二十二第四項において「特定農業協同組合連合会」という。

）、中小企業団体中央会、野菜供給安定基金、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である環境衛生同業組合連合会、非出資組合である輸出組合及び輸入組合、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方議会議員共済会、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立学校振興・共済事業団、農林漁業団体職員共済組合、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、農業者年金基金、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、国際交流基金並びに勤労者財産形成基金

五十一（略）

二、四（略）

（二）以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付等）

第七十二条の四十八（略）

二（略）

3 第一項の規定による関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所について、課税標準額の総額を、電気供給業にあつてはその四分の三に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、その四分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、鉄道事業及び軌道事業にあつては当該事務所又は事業所の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に、銀行業（銀行その他政令で定める金融機関が行う金融事業をいう。）、証券業（証券取引法又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）によつて主務大臣の登録を受けた者が行う証券業をいう。）及び保険業（保険業によつて主務大臣の免許を受けて行う保険業に限る。）にあつてはその二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の従業者の数に、その二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の従業者の数に、その他の事業にあつては当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して行うものとする。

4～10 （略）

（譲渡割と信託財産）

第七十二条の八十 （略）

2 前項の合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の

3 第一項の規定による関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所について、課税標準額の総額を、電気供給業にあつてはその四分の三に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、その四分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、鉄道事業及び軌道事業にあつては当該事務所又は事業所の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に、銀行業（銀行その他政令で定める金融機関が行う金融事業をいう。）、証券業（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）によつて主務大臣の免許を受けた者が行う証券業をいう。）及び保険業（保険業によつて主務大臣の免許を受けて行う保険業に限る。）にあつてはその二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の従業者の数に、その二分の一に相当する額を当該事務所又は事業所の従業者の数に、その他の事業にあつては当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して行うものとする。

4～10 （略）

（譲渡割と信託財産）

第七十二条の八十 （略）

2 前項の合同運用信託とは、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の

委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、前項の証券投資信託とは、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第一項に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。

3 (略)

(形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税)

第七十三条の七 道府県は、次の各号に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一・二 (略)

二の二 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百二十六条(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において「更生特例法」という。)(第百十九条において準用する場合を含む。))又は更生特例法第十一条(更生特例法第百十八条において準用する場合を含む。)(の規定により更生計画において会社又は協同組織金融機関(更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において同じ。))から新会社又は新協同組織金融機関に移転すべき不動産を定めた場合における新会社又は新協同組織金融機関の当該不動産の取得

三〇十五 (略)

(市町村民税の納税義務者等)

委託者の信託財産を合同して運用するものをいい、前項の証券投資信託とは、証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託(同法第二条の二に規定する信託を含む。))及びこれらに類する外国の信託をいう。

3 (略)

(形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税)

第七十三条の七 道府県は、次の各号に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一・二 (略)

二の二 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百二十六条(金融機関の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において「更生特例法」という。)(第百十九条において準用する場合を含む。))又は更生特例法第十一条(更生特例法第百十八条において準用する場合を含む。)(の規定により更生計画において会社又は協同組織金融機関(更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において同じ。))から新会社又は新協同組織金融機関に移転すべき不動産を定めた場合における新会社又は新協同組織金融機関の当該不動産の取得

三〇十五 (略)

(市町村民税の納税義務者等)

第二百九十四条（略）

2）6（略）

7 法人税法第二条第六号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、保険契約者保護機構、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体を含む。）のうち第二百九十六条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業を行う事務所又は事業所所在の市町村において課する。

8・9（略）

（市町村民税と信託財産）

第二百九十四条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、市町村民税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）、証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第一条第一項に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。次条において同じ。）又は法人税法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付

第二百九十四条（略）

2）6（略）

7 法人税法第二条第六号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体を含む。）のうち第二百九十六条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業を行う事務所又は事業所所在の市町村において課する。

8・9（略）

（市町村民税と信託財産）

第二百九十四条の三 信託財産について生ずる所得については、その所得を信託の利益として受けるべき受益者が信託財産を所有するものとみなして、市町村民税を課する。ただし、合同運用信託（信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。）、証券投資信託（証券投資信託法第二条第一項に規定する証券投資信託（同法第二条の二に規定する信託を含む。）及びこれらに類する外国の信託をいう。以下次条において同じ。）又は法人税法第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成

契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百七十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 (略)

(法人等の均等割の税率)

第三百十二条 (略)

2 (略)

3 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

一・二 (略)

三 公共法人等（法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、保険契約者保護機構、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体を含む。）で均等割のみを課されるものをいう。） 前年四月一日から三月三十一日までの期間（当該期間中に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した場合には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間）の末日

四 (略)

(事業所税の非課税の範囲)

給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百七十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 (略)

(法人等の均等割の税率)

第三百十二条 (略)

2 (略)

3 法人等の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人等の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

一・二 (略)

三 公共法人等（法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体を含む。）で均等割のみを課されるものをいう。） 前年四月一日から三月三十一日までの期間（当該期間中に当該公共法人等が解散又は合併により消滅した場合には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間）の末日

四 (略)

(事業所税の非課税の範囲)

第七百一条の三十四 (略)

2 指定都市等は、法人税法第二条第六号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、保険契約者保護機構、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体を含む。）又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業に係る事業所床面積及び従業者給与と総額並びに事業所用家屋で当該事業に係るものの新築又は増築でこれらの者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、事業所税を課することができない。

3 10 (略)

附則

(個人の道府県民税及び市町村民税の課税標準の特例)

第四条 昭和六十二年以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る第三十二条第二項又は第三百十三条第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法第八条の五の規定を除く。）」とする。

2 (略)

(個人の道府県民税及び市町村民税の配当控除)

第五条 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、所得税法第二十四条に規定する配当所得（この法律の施行地に

第七百一条の三十四 (略)

2 指定都市等は、法人税法第二条第六号の公益法人等（管理組合法人及び団地管理組合法人、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体を含む。）又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業に係る事業所床面積及び従業者給与と総額並びに事業所用家屋で当該事業に係るものの新築又は増築でこれらの者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、事業所税を課することができない。

3 10 (略)

附則

(個人の道府県民税及び市町村民税の課税標準の特例)

第四条 昭和六十二年以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る第三十二条第二項又は第三百十三条第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法第八条の四の規定を除く。）」とする。

2 (略)

(個人の道府県民税及び市町村民税の配当控除)

第五条 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（租

主たる事務所又は事業所を有する法人（租税特別措置法第九条第四項各号に掲げる法人を除く。）から受けるものに限るものとし、利息の配当及び租税特別措置法第九条第三項の規定により読み替えて適用される所得法第九十二条第一項に規定する特定外貨建証券投資信託（次項において「特定外貨建証券投資信託」という。）の収益の分配に係るものを除く。以下本項において「配当所得」という。）があるときは、次の各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一（略）

二 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（租税特別措置法第九条第三項の規定により読み替えて適用される所得法第九十二条第一項第一号口に規定する一般外貨建証券投資信託（以下本項及び次項において「一般外貨建証券投資信託」という。）の収益の分配に係るものを除く。以下本号において「証券投資信託に係る配当所得」という。）については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の百分の〇・四（課税総所得金額から一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額）については、百分の〇・二）に相当する金額

三 一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・二（課税総所得金額が千万円を超え

税特別措置法第九条第三項に規定する特定目的会社を除く。）から受ける所得税法第二十四条に規定する配当所得（利息の配当を除く。）があるときは、次の各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一（略）

二 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・四（課税総所得金額が千万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・二）に相当する金額

る場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・一）に相当する金額

- 2 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、所得税法第二十四条に規定する配当所得（この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（租税特別措置法第九条第四項各号に掲げる法人を除く。）から受けるものに限るものとし、利息の配当及び特定外貨建証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。以下本項において「配当所得」という。）があるときは、次の各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三百十四条の三及び第三百十四条の四の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一（略）

- 二 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。以下本号において「証券投資信託に係る配当所得」という。）については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の百分の一（課税総所得金額から一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額）については、百分の〇・五）に相当する金額

三 一般外貨建証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、

- 2 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（租税特別措置法第九条第三項に規定する特定目的会社を除く。）から受ける所得税法第二十四条に規定する配当所得（利息の配当を除く。）があるときは、次の各号に掲げる金額の合計額を、その者の第三百十四条の三及び第三百十四条の四の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一（略）

- 二 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一（課税総所得金額が千万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・五）に相当する金額

当該配当所得の金額の百分の〇・五（課税総所得金額が千万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額）（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・二五）に相当する金額

- 3 昭和六十二年以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（租税特別措置法第八条の二第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等又は同法第八条の三第一項に規定する公募国外証券投資信託の配当等に係るものに限る。）がある場合には、当該配当所得については、前二項の規定は、適用しない。

例）（株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特

第三十五条の二（略）

2（略）

- 3 道府県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第四項各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）及び租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する支払われる金額（同項の規定により株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

- 3 昭和六十二年以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合には、当該配当所得については、前二項の規定は、適用しない。

例）（株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特

第三十五条の二（略）

2（略）

- 3 道府県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第四項各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

4 租税特別措置法第九条の五第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額（租税特別措置法第九条の五第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）と、「及び租税特別措置法」とあるのは「及び同法」とする。

5
5
7
(略)

4 租税特別措置法第九条の五第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額（租税特別措置法第九条の五第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）と「とする。

5
5
7
(略)